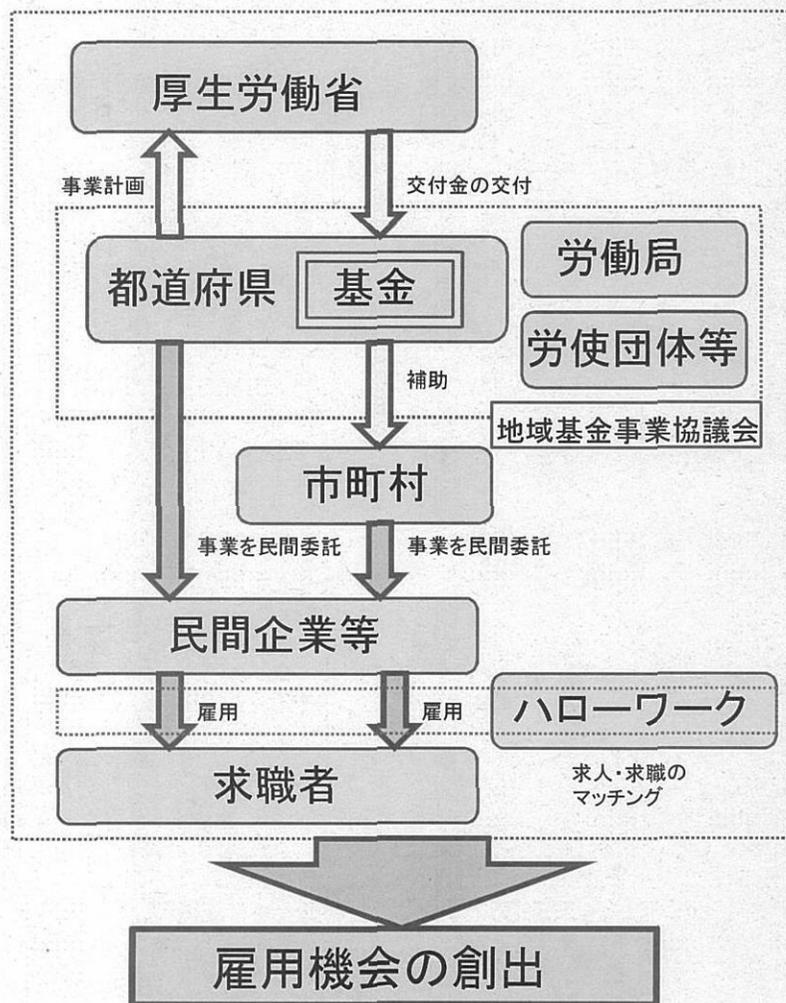


ふるさと雇用再生特別基金事業

○地域の雇用失業情勢が厳しい中で、地域の実情や創意工夫に基づいて地域求職者等の雇用機会を創出する取組みを支援するため、都道府県に対して「ふるさと雇用再生特別交付金」を交付し、これに基づく基金を造成する(基金は平成23年度末まで)。



事業のアウトライン

- ・地方公共団体は、地域内でニーズがあり今後の地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、その後の事業継続が見込まれる事業を計画し、民間企業等に事業委託。(地域の当事者からなる地域基金事業協議会において事業選定等)

- ・民間企業等が求職者を新たに雇い入れることにより雇用創出。

事業の規模 2500億円 (労働保険特別会計)
※ 平成20年度2次補正予算による措置

事業実施の要件 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は1/2以上

雇用期間 労働者と原則1年の雇用契約を締結し、必要に応じて更新

積極的な活用が求められる分野 介護、農林水産業、環境、観光分野

その他 正規雇用化のための一時金支給

緊急雇用創出事業

事業の概要

○地域の雇用失業情勢が厳しい中で、離職を余儀なくされた方の一時的な雇用機会を創出するため、都道府県に対して「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を交付し、これに基づく基金を造成。

○都道府県・市町村は、平成23年度分までの各年度ごとの事業配分を判断しながら雇用創出が図られる事業計画を立案し、雇用情勢に弾力的・機動的に対応。

○都道府県・市町村は、民間企業等に事業委託し、当該受託者が求職者を新たに雇い入れることにより雇用を創出(地方公共団体による事業の直接実施も可)。

基金対象期間

平成23年度末まで

事業の規模

4,500億円(一般会計)

1,500億円は20年度2次補正予算による措置
3,000億円は21年度補正予算により拡充

事業実施の要件

事業費に占める新規に雇用される失業者の人件費割合は1/2以上

雇用・就業期間

原則6ヶ月以内。更新1回可。

事業の流れ

